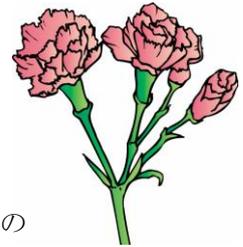


# 労務通信

2017.5月号

## 年金・健康保険手続きにおける マイナンバー利用に関する最近の動き



### ◆今年1月よりマイナンバー利用開始

日本年金機構と協会けんぽ、健康保険組合では、平成29年1月からマイナンバーの利用が開始され、各種申請書にもマイナンバー記入欄が設けられています。その他、年金事務所で年金相談・各種照会を行う際には、基礎年金番号がわからなくてもマイナンバーを提示すれば対応してもらえる等、変更点があります。

### ◆申請書へのマイナンバー記入の要否

年金関係の届書は、1月以降、順次マイナンバーの記入が求められています。具体的には、1月から「年金受給権者現況届」に、4月から「年金請求書等」「扶養親族等申告書」に記入することとなっています。ただし、日本年金機構に提出する「被保険者資格取得届」には基礎年金番号を記入し、マイナンバーは記入しないこととされているのでご注意ください。

健康保険では、「任意継続被保険者被扶養者（異動）届」への被扶養者のマイナンバー記入以外は、任意とされています。

### ◆「情報連携」は10月から本格運用開始？

7月からは、マイナンバー制度を使って国や自治体がデータをやり取りする情報連携の本格運用開始が予定されていましたが、政府は3月17日に3カ月の延期を発表しました。情報連携が開始されれば、行政サイドでの関係各機関への照会等により申請者に関する情報を確認することで申請者自身は各種証明書等を提出しなくてもよくなるため、残念なニュースです。

### ◆健保組合はマイナンバー利用システムに反発

さらに、健康保険では、マイナンバーを利用して給付申請者の所得や扶養家族、他の給付の支給状況について協会けんぽや健保組合が確認できるシステムの構築を進めています。

このシステムの利用料をめぐって「高額過ぎる」との反発が保険者からあり、現在、厚生労働省は利用料の大幅引下げ、また、情報参照を含む全面延期を検討しています。協会けんぽではこのシステムの利用により、7月から申請者がマイナンバーを申し出れば給付申請時の非課税証明書等の添付を省略可能とする予定でしたが、影響を受けることとなりそうです。

## 法改正情報

### ◆子ども・子育て拠出金率が改定されました（平成 29 年 4 月分より）。

平成 29 年 4 月分（5 月納付分）より子ども・子育て拠出金率が改定され、1,000 分の 2(0.2%)から **1,000 分の 2.3(0.23%)**となりました。子ども・子育て拠出金は全額事業主負担のため、被保険者の負担はございません。

◎日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2017/201704/2017040102.html>

### ◆雇用保険法が改正されました（平成 29 年 4 月 1 日より）。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 3 月 31 日に国会で成立し、雇用保険法が改正されました。主な改正内容は以下の通りです。

## 主な改正内容

### ○雇用保険料率の引き下げ【平成 29 年 4 月 1 日施行】

平成 29 年度の雇用保険料率は、一般の事業において 1,000 分の 9、農林水産・清酒製造の事業において 1,000 分の 11、建設の事業において 1,000 分の 12 に引き下がりました。

### ○失業等給付の拡充【平成 29 年 4 月 1 日施行】

所定給付日数終了までに就職した割合が低いことから、倒産・解雇等により離職した 30～45 歳未満の者の所定給付日数が引き上げられました。

### ○育児休業期間の延長【平成 29 年 10 月 1 日施行】

これまで育児休業期間は、原則として子が 1 歳に達するまでとし、保育所に入れない等の場合に、例外的に 1 歳 6 か月に達するまで延長できましたが、改正後は 1 歳 6 か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合には再度申請することにより、育児休業期間を「**最長 2 歳まで**」延長できるようになります。

### ○職業紹介における求人の不受理【公布から 3 年以内に施行】

ハローワークや職業紹介事業者等において、全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことができるようになります。

この他にも細かな改正が行われておりますので、詳細は厚生労働省のホームページ、リーフレット等でご確認ください。

◎厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160688.html>